

宮城県が公表した「政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性について」に関する本市の考え

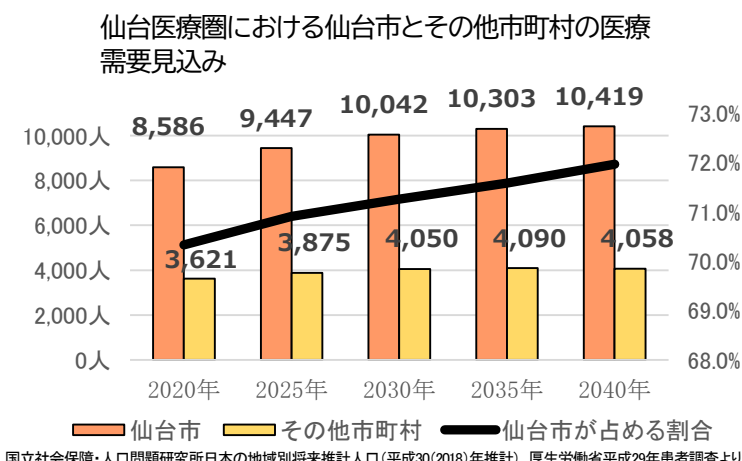
令和3年11月15日
仙台市

I はじめに

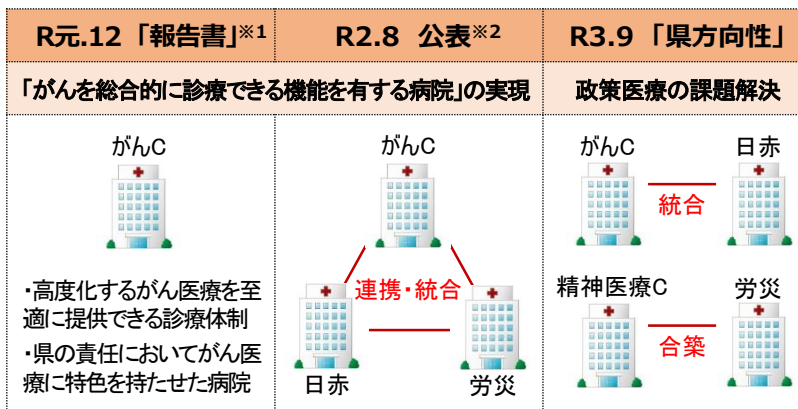
- 宮城県は、令和3年9月9日に「政策医療の課題解決に向けた県立病院等の今後の方向性について」(以下「県方向性」という。)を公表した。
- 県方向性では、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合、並びに東北労災病院と県立精神医療センターの合築により、二つの新たな拠点病院を整備することとされている。
- 県方向性の公表以降には、二つの新たな拠点病院の有力な立地先として、本市以外の名取市、富谷市が想定されていることが明らかにされた。また、今後の県及び関係者による協議の内容については、決まった都度公表することは考えているが、その過程について、広く情報を公開することは困難であるとの見解が示されている。
- 県方向性において再編の対象とされた4病院、そのうち特に市内の2病院については、本市の救急医療、周産期医療、災害医療、地域連携支援などに加え、今般の新型コロナウイルス感染症の対応でも大きな役割を担って頂いている、本市市民にとって大変重要な医療機関である。
- その再編及び市域外移転を想定した県方向性は、本市の医療提供体制に重大な影響を及ぼすものであることから、今般、本市としての考えを示すに至った。

II 現状及びこれまでの経過

- 本市の医療需要・仙台医療圏の医療需要に占める本市割合は、いずれも増加傾向が続く見込み。



- 今般の県方向性発表までの検討経過、並びに現在の協議状況については、公開されておらず不明である。



※1 「宮城県立がんセンターの今後のあり方に関する報告書」(R元.12: 県立がんセンターのあり方検討会議)

※2 「がんを総合的に診療できる機能を有する病院」の実現に向けた検討の開始について(R2.8.4: 県記者発表資料)

- 再編対象とされた4病院は、いずれも公的医療機関またはそれに準ずる医療機関である。

病院名	設置者	病床数	本市との関係
県立がんセンター(名取市)	宮城県 (運営者: (地独))	383	・がん制圧拠点として専門的かつ高度な診療機能を確保するとともに、研究所を併設し、がん克服を目指した基礎・応用研究が行われている。
県立精神医療センター(名取市)	宮城県立病院機構	258	・精神医療の基幹病院として、精神科救急システムの中心を担っており、夜間救急病棟内に精神科救急情報センター、精神医療相談窓口を設置。
仙台赤十字病院(仙台市)	日本赤十字社	389	・本市の病院群当番制事業・小児科病院群輪番制事業の参加病院として二次救急医療の中核を担うとともに、総合周産期母子医療センターとして、周産期医療の重要な役割を果たしている。
東北労災病院(仙台市)	(独)労働者健康安全機構	548	・本市の病院群当番制事業・小児科病院群輪番制事業の参加病院として二次救急医療の中核を担う。

III 今後の進め方に係る考え

- 本市としても、将来に亘り持続可能な医療提供体制を構築するため、宮城県地域医療構想が目指すところである、地域における将来の医療需要に即し、医療機能の分化と連携を進めながら、限りある医療資源の効果的、効率的な活用を図ることは重要であると認識している。
- また、県方向性において再編対象とされた4病院において、それぞれの施設の老朽化や経営的事情等もあることは理解するものである。
- 一方、各病院は、地域において中核的な役割を担う公的医療機関等であり、その合計病床数は約1,600床と、仙台医療圏全体の約10%に相当する規模であることから、本市の医療提供体制における大きな役割を担っている。
- 以下、4病院の再編に関する情報提供のあり方や、関係者による協議の進め方について、本市の考えを示す。

1 これまでの経緯及び県方向性の根拠となるデータ等の情報開示について

この間の議論の経緯、県方向性にある記載事項の詳細や根拠となるデータ、今後の進め方の方針等について、本市も含めた地域や医療関係者に対し、積極的な情報開示がなされるべきである。

2 地域や医療関係者の理解が得られる丁寧な説明について

今回の突然の公表により、通院・入院する方々、医療関係者や病院に勤務する方々などから疑問や不安の声が上がっていることから、意見交換の機会等を確保しながら、十分な理解が得られるよう、丁寧な説明を尽くすべきである。

3 有識者会議等を活用しての慎重な検討について

今後の検討にあたっては、地域医療構想調整会議等にて十分な議論がなされるべきであるとともに、幅広い分野から有識者を集めた会議等を設け、再編や移転の必要性、課題等について議論するなど、慎重に進めるべきである。

4 次期宮城県地域医療計画における新興感染症等対策の位置付けについて

この間の新型コロナウイルス感染症対応について検証を行い、医療関係者や自治体関係者による議論を経て、次期地域医療計画へ位置付けるなど、新興感染症等への今後の対応を優先して検討するべきである。

IV 各政策医療に係る考え

1 救急医療

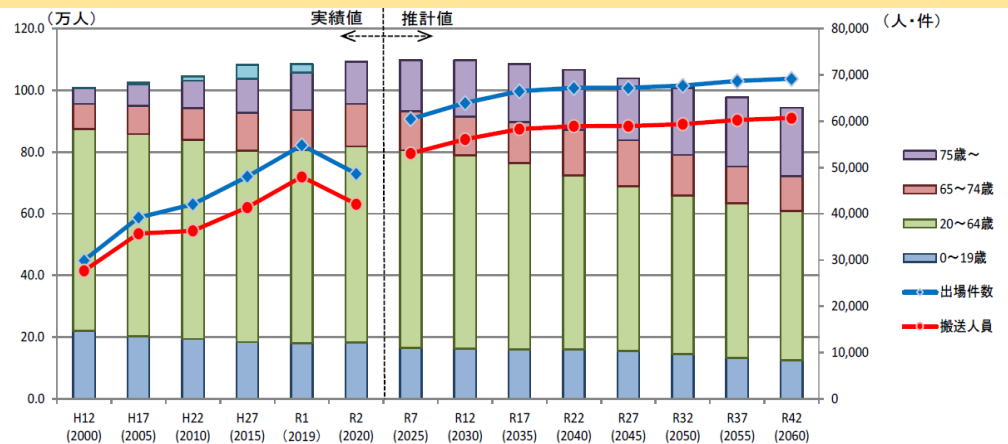
- ① 本市に立地する三次救急医療機関では、市外から搬送される重篤患者等の受入も積極的に行っているため、受入患者数の割合により本市に医療機関が偏在しているとするのは適当ではない。
- ② 現場滞在時間の評価などについて、現状を正確かつ十分に把握した上での検討を行うとともに、想定される再編による影響についての評価も示すべきである。
- ③ 搬送可能な医療機関が減少する場合、仙台市内の搬送受入への影響が懸念されることから、救急需要の実態と見通しに即した詳細な分析を行い、その上で検討を進めるべきである。

救急出場件数の内訳

	管内人口 (H31.3.31)	救急出場件数 (令和元年)	1万人あたり 救急出場件数	救急隊1隊の 平均年間出場件数
宮城県	2,293,195 人	112,997 件	492.7 件	1,153 件
仙台市以外	1,234,506 人	58,181 件	471.3 件	808 件
仙台医療圏	1,507,615 人	75,671 件	501.9 件	1,682 件
仙台市	1,058,689 人	54,816 件	517.8 件	2,108 件
仙台市以外	448,926 人	20,855 件	464.6 件	1,098 件

令和元年宮城県高齢者人口調査、宮城県「消防防災年報」、全国消防長会「消防現勢」より

仙台市の人口・救急出場件数・救急搬送人員数の将来推計(仙台市消防局)



2 災害医療

災害拠点病院については、地域の人口分布や、都市部特有の災害や事故、テロなどのリスクを考慮の上、適切な配置に係る検討がなされるべきである。

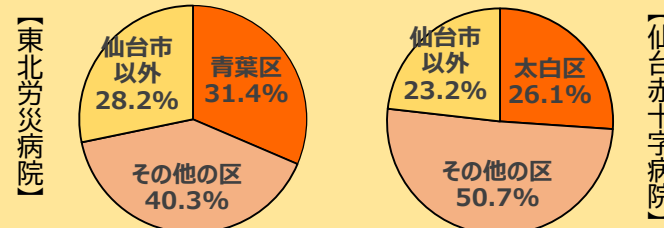
	人口(人)	割合	地域災害拠点病院数	割合
宮城県				
仙台市	1,082,159	46.4%	6	40.0%
仙台市以外	1,251,740	53.6%	9	60.0%
合計	2,333,899	100.0%	15	100.0%
仙台医療圏				
仙台市	1,082,159	71.6%	6	75.0%
仙台市以外	429,166	28.4%	2	25.0%
合計	1,511,325	100.0%	8	100.0%

平成27年国勢調査、第7次宮城県地域医療計画より

3 地域連携支援

- ① 両病院は、近隣の診療所と連携し、また多数の地域住民に利用され、地域の医療提供体制を支えていることから、地域住民の健康と安心に対する不安についても十分考慮し、丁寧な説明がなされるべきである。
- ② 宮城県地域医療構想では、仙台医療圏において回復期病床が不足すると見込まれており、確保に向けた方向性と、そのための方策が具体的に検討されるべきである。

病診連携登録医療機関の割合



4 周産期医療

- ① 市内の分娩件数の推移など、出生の現状や見通しを十分に踏まえながら、周産期医療体制の確保について検討がなされるべきである。
- ② 新生児や妊婦の救急対応などに係る現状や見通しと、仙台赤十字病院が担っている機能を十分に踏まえた検討を行うべきである。

新生児の救急搬送数(仙台市消防局調べ)

	平成29年	平成30年	令和元年
宮城県	199人	220人	236人
仙台市 (県内に占める割合)	67人 (30.7%)	89人 (40.5%)	104人 (44.1%)

5 精神医療

- ① 現に通院・治療している患者へどのように説明し、対応するのか、また、そのような患者への影響についてどのように考えているのかを明確に示す必要がある。
- ② 仮に県立精神医療センターが県南部から移転した場合、全県の均衡という観点から、県内の精神科医療体制をどのように構築するのかを明らかにするべきである。

6 新興感染症

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応についての十分な検証・評価や、今後の新興感染症対策の検討を優先するべきである。
- ② 全県を視野に入れた結核病床の配置の見直しもなされるべきである。

V まとめ

- 今般示された県方向性については、情報提供のあり方や検討の進め方について疑問がある。また、各政策医療分野の現状、課題等の認識についても疑問な点や不明確な点が少なくない。
- 再編の対象とされた医療機関が、本市の医療提供体制に果たしている役割の大きさを考えれば、このような状況のまま、関係者のみの協議により検討が進められることについては容認できない。
- 本市市議会でも10月12日に、県から本市に対する積極的な情報提供を行い、市民・県民、医療関係者などの声に真摯に耳を傾け、熟慮の上、慎重に判断することなどを求める決議がなされている。
- 県は、県民、市民の生活に大きく影響する4病院による2つの枠組みを自ら提案して協議を進めようとしており、これらについて県民、市民の理解が得られるよう、主体的に取り組むべきである。
- 本市をはじめとする関係自治体や、幅広い分野の有識者を交えた検討体制を設けるなど、開かれた議論を通して検討を進められるようお願いしたい。
- 本市においても、有識者の方々から、本市を中心とする医療提供体制の現状や課題等についての考えをお聴きする場を設ける予定であり、その結果も踏まえ、改めて本市の考えを示してまいりたい。